

たとえば、[日本国憲法](#)を国民は想起したがその条規は守らねばならず、その行動は制限される。それを犯せば君主であれ国民であれ主権を侵すことになり、ここに立憲制は瓦解する（この場合の主権は、例えば領海侵犯や国民が他国へ拉致された場合などにおいて「我が国の主権侵害」などと言われるが、まさにこの内外に（法律面で）**侵されざるべき国家の権利を主権**という）。

国家政治の決定権としての主権

一方で、「国家の最高決定権としての**主権**を有するのは何か」という問いに対して、「**君主**である」と答えるのが「**君主主権説**」、「**国民**である」と答えるのが「**国民主権説**」である。この意味での主権は、国家主権説でいうところの主権とは意味が全く異なっている点に注意されたい。

たとえば、現在の日本は[日本国憲法](#)に「主権者」は**前文**に「主権は国民に在する」と、「天皇」は**第1条**に「国民統合の象徴」とあるが、実情は「立憲君主」とみなされている（[日本国](#)参照）。これらは解釈が難しい所であるが、大日本帝国憲法においては明確に「統治権ヲ總攬（第4条）」とあるので主権は君主が有する（第4条での統治権は「總攬」が政治の掌握の意であり、すなはち国家の最高決定権を指す）。

国家主権説は君主主権説とも国民主権説ともにおいて両立する。国家主権説では、いかなる国家であっても、統治権の意味での主権は国家にある。

美濃部達吉の天皇機関説は、統治権の意味では国家主権、国家最高決定権の意味では君主主権（天皇主権）を唱えるものである。すなはち**立憲君主制**国家を論じたものである。当時日本ではすでに**議院内閣制**が施行されていたが、現代ではほとんどの国家で憲法が施行されている（右図の**紫**などを除く）。

天皇機関説の発展

大日本帝国憲法の解釈は、当初、[東京帝国大学教授・穂積八束](#)らによる**天皇主権説**が支配的で、藩閥官僚による専制的な支配構造（いわゆる**超然内閣**）を理論の面から支えた。天皇主権説とは統治権の意味での主権を天皇が有すると説く学説である。また、この天皇主権は究極のところ天皇の祖先である「皇祖皇宗」に主権があることを意味する「神勅主権」説とも捉えられた大日本帝国憲法の公布にあたって、[明治天皇](#)が神前で奏した告文（こうもん）には、「皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示」し、「皇祖皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スル」とある。

これに対し、東京帝大教授の**一木喜徳郎**は、統治権は法人たる国家に帰属するとして**国家法人説**に基づき、天皇は国家の諸機関のうち最高の地位を占めるものと規定する**天皇機関説**を唱え、天皇の神格的超越性を否定した。もっとも、国家の最高機関である天皇の権限を尊重するものであり、[日清戦争](#)後、**政党勢力**との妥協を図りつつあった**官僚**勢力から重用された。

[日露戦争](#)後、天皇機関説は一木の弟子である東京帝大教授の**美濃部達吉**によって、**議会**の役割を高める方向で発展された。すなわち、**ビスマルク**時代以後のドイツ君権強化に対する抵抗の理論として国家法人説を再生させたイェリネックの学説を導入し、国民の代表機関である議会は、内閣を通して天皇の意思を拘束しうると唱えた。美濃部の説は政党政治に理論的基礎を与えた。

美濃部の天皇機関説はおおよそ次のような理論構成をとる。

1. 国家は、一つの団体で法律上の人格を持つ。
2. 統治権は、法人たる国家に属する権利である。
3. 国家は機関によって行動し、日本の場合、その最高機関は天皇である。
4. 統治権を行う最高決定権たる主権は、天皇に属する。
5. 最高機関の組織の異同によって政体の区別が生れる。

（衆議院憲法調査会・事務局作成資料「明治憲法と日本国憲法に関する基礎的資料」）

大正時代の初めには、穂積の弟子である東京帝大の**上杉慎吉**と美濃部との間で論争が起こる。共に天皇の王道的統治を説くものの、上杉は天皇と国家を混同し、「天皇は、天皇自身のために統治する」、「**国務大臣の輔弼**なしで、統治権を勝手に行使できる」とし、美濃部は「天皇は国家人民のために統治するのであって、天皇自身のためするのではない」と説いた。

この論争の後、[京都帝国大学教授](#)の**佐々木惣一**もほぼ同様の説を唱え、美濃部の天皇機関説は学界の通説となった。**民本主義**と共に、**議院内閣制**の慣行・政党政治と**大正デモクラシー**を支え、また、美濃部の著書が**高等文官試験**受験者の必読書ともなり、大正時代半ばから**昭和時代**の初期にかけては、天皇機関説が国家公認の憲法学説となった。この時期に**摂政**であり天皇であった**昭和天皇**は、天皇機関説を当然のものとして受け入れていた。

天皇機関説事件

[Template:main?](#) 憲法学の通説となった天皇機関説は、議会の役割を重視し、政党政治と**憲政の常道**を支えた。しかし、政党政治の不全が顕著になり、議会の統制を受けない軍部が台頭すると、**軍国主義**が主張され、天皇を絶対視する思想が広まった。1932年（昭和7年）に起きた**五・一五事件**で**犬養毅**首相が暗殺され、憲政の常道が崩壊すると、この傾向も強まっていった。1935年（昭和10年）には、政党間の政争を絡めて、貴族院において天皇機関説が公然と排撃され、主唱者であり貴族院の勅選議員となっていた美濃部が弁明に立った。結局、美濃部は**不敬罪**の疑いにより取り調べを受け（**起訴猶予**）、貴族院議員を辞職した。美濃部の著書である『憲法撮要』『逐条憲法精義』『日本国憲法ノ基本主義』の3冊は、**出版法違反**として発禁処分となった。当時の**岡田内閣**は、同年8月3日には「統治権が天皇に存せずして天皇は之を行使する為の機関なりと為すがごときは、これ全く万邦無比なる我が国体の本義を愆る

ものなり。」とし、同年10月15日にはより進んで「所謂天皇機関説は、神聖なる我が国体に悖り、その本義を愆るの甚しきものにして、厳に之を芟除（さんじょ）せざるべからず。」とする[国体明徴声明](#)を発表して、天皇機関説を公式に排除、その教授も禁じられた。

昭和天皇の見解

昭和天皇自身は機関説には賛成で、美濃部の排撃で学問の自由が侵害されることを憂っていた。国体明徴声明に対しては軍部に不信感を持ち「安心が出来ぬと云ふ事になる」と言っていた（『本庄繁日記』）。また[鈴木貫太郎侍従長](#)には「主権が君主にあるか國家にあるかといふことを論ずるならばまだ事が判ってゐるけれども、ただ機關?がよいとか悪いとかいふ論議をすることは頗る無茶な話である。君主主權?は、自分からいへば寧ろそれよりも國家主權の方がよいと思ふが、一體日本のやうな君國同一の國ならばどうでもよいぢやないか。……美濃部のことをかれこれ言ふけれども、美濃部は決して不忠な?でないと思ふ。今日、美濃部ほどの人が一體何人日本にをるか、ああいふ學?を葬ることは頗る惜しいもんだ」と話している（『西園寺公と政局』）。

戦後の天皇機関説

[第二次世界大戦](#)後、憲法改正の気運が高まる中、美濃部は憲法改正に断固反対した。政府、[自由党](#)、[社会党](#)の憲法草案は、すべて天皇機関説に基づいて構成されたものであった。しかし、天皇を最高機関とせず[国民主権](#)原理に基づく[日本国憲法](#)が成立するに至り、天皇機関説は解釈学説としての使命を終えた。

参考文献

- [宮沢俊義](#) 『天皇機関説事件 史料は語る』上、下（有斐閣、1970年、2003年OD版）
上 ISBN 4-641-90285-2、下 ISBN 4-641-90286-0
- 利根川裕 『私論・天皇機関説』（学芸書林、1977年）
- 宮本盛太郎 『天皇機関説の周辺 増補版 三つの天皇機関説と昭和史の証言』（有斐閣選書、1980年） ISBN 4-641-08248-0
- 小山常実 『天皇機関説と国民教育』（アカデミア出版会、1989年）
- [竹内洋](#)・[佐藤卓己](#) 編 『日本主義的教養の時代 大学批判の古層』（[柏書房](#)パルマケイア叢書、2006年） ISBN 4-7601-2863-8
[植村和秀](#) 『天皇機関説批判の「論理」「官僚」批判者蓑田胸喜』 p51～p89
- 菅谷幸浩 「天皇機関説事件展開過程の再検討 岡田内閣・宮中の対応を中心に」
[吉川弘文館](#) 『日本歴史』 2007年2月号 No.705 ISSN 0386-9164 p52～p69

関連項目

- [天皇機関説事件](#)
- [国家有機体説](#)
- [国防の本義と其強化の提唱](#)

脚注

Template:脚注ヘルプ? Template:reflist?

外部リンク

- [美濃部達吉の「一身上の弁明」全文](#)
- [明治憲法の制定過程について](#) - 衆議院憲法調査会・事務局作成資料「明治憲法と日本国憲法に関する基礎的資料」 - PDFファイル、524KB

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』_2009年2月17日 (火) 16:08。

